



登録番号	171
登録日	平成25年4月1日

名称	鹿児島くみあい食品株式会社
代表者職名・氏名	代表取締役社長 永福 喜作
所在地	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町15番地
電話番号	099-258-5651
ホームページアドレス	
業種	製造業
業務概要	青果物の加工及び販売
行動計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日
行動計画の主な内容	<p>目標1) 女性労働者の管理職（課長代理以上）を1名以上増やす</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月～ 経営層や管理職を対象に女性管理職に対するヒアリングの実施</li> <li>令和3年4月～ 管理職養成のための研修カリキュラム作成及び昇進・昇格の評価基準や運用等の確認及び見直し</li> <li>令和5年4月～ 管理職候補の女性を対象として研修を実施（年1回以上）</li> <li>令和7年1月～ 管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施</li> </ul> <p>目標2) 令和7年3月31日までに、所定外労働時間を削減し、各月平均25時間未満にするため年12日ノー残業デーを設定、実施する</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月～ 所定外労働時間の削減について、課内会議等により課内の問題点の検討を行う。</li> <li>令和2年4月～ 所属長会議及び部課長会において、定期的に所定外時間の発生状況を確認する</li> <li>令和3年4月～ 前年度の結果を受け、各課ごとにノー残業デーを何日にするのが適当課の検討を行う また、繁忙期においては取得が難しい場合閑散期に振り替えて実施が可能なかを検討する</li> <li>令和3年5月～ 全従業員に社内イントラネットにより周知を行い、ノー残業デーの実施を行う</li> </ul>
こんな両立支援に取り組んでいます	<p>■育児休業取得の促進</p> <p>子が1歳になるまで育児休業を申請することができます。</p>

■勤務時間の短縮

3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合に勤務時間を短縮しています。(所定労働時間6時間)

- ノー残業デーの実施(平成27年4月以降も引き続き本社において実施)  
所定外労働時間の削減・健康管理・省エネ対策のひとつとして、社内イントラネットにより他の事業所へも周知啓発。